



補助内容	市が認定した特定空家を に要する工事費用の一部を す。
除却補助事業	特定期空家等

補助内容
市が認定した特定空家などの除却に要する工事費用の一部を補助します。

補助の対象となる工事
補助対象住宅を除却し、敷地を更地にする工事

補助金額（上限）
対象となる工事費用の3分の1以内で30万円以下

う所有者などの申し込みに基づき、空き家の情報をホームページなどで提供する制度です。

登録対象物件

①市内にある戸建ての住宅で、常時無人の状態にあるもの

②老朽化が著しくないもの

③宅地建物取引業者が介入していないもの

※空き家バンクへの登録方法や、登録されている空き家の利用希望者は都市計画課へ。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

補助内容	居住環境の向上と定住促進を目的 に住宅のリフォーム工事費用の一部 を補助します。
補助対象工事	次の①から⑤に該当する30万円以 上となる工事
①バリアフリー化工事	
②断熱性能向上工事	
③省エネ性能向上工事	
④防災・防犯対策工事	
⑤長寿命化工事	
補助金額（上限）	

月例支拂の口座に定期的に、住宅のリフォーム工事費用の一部を補助します。

対象	補助内容														
	住宅の耐震診断・改修、耐震シェルターなど設置費用の一部を補助します。														
昭和56年5月31日以前に建てられ	<table border="1"> <tr><td>改</td><td>木</td></tr> <tr><td>修</td><td>造</td></tr> <tr><td>等</td><td>住</td></tr> <tr><td>補</td><td>宅</td></tr> <tr><td>助</td><td>耐</td></tr> <tr><td>震</td><td>診</td></tr> <tr><td>診</td><td>斷</td></tr> </table>	改	木	修	造	等	住	補	宅	助	耐	震	診	診	斷
改	木														
修	造														
等	住														
補	宅														
助	耐														
震	診														
診	斷														

住宅の耐震診断・改修、耐震シェルターなど設置費用の一部を補助します。

○災害危険区域・土砂災害特別警戒
区域に存在する住宅

○移転勧告、是正勧告、避難指示、
避難勧告などを6ヶ月継続して受
けた住宅

※区域は、市ホームページ、都市計
画課で確認できます。

安全な家
快適な家
安心な家。

入居者募集

問い合わせ 広島ビルメンテナンス
協同組合 県営住宅管理グループ
☎ 0829(34)0140

募集住宅

市内の県営住宅のうち、新たに空き室が出た住宅

申し込み

○持参の場合 6月18日(火)～20日(木)
8時30分～17時

○郵送の場合 6月20日(木)の消印有効

募集案内は、6月11日(火)から広島ビルメンテナンス協同組合 県営住宅管理グループ(廿日市市串戸1丁目9番44号竹本印刷所ビル1階)で配布します。

提出先も同じです。

補助事業の詳しい条件などは、市ホームページ、または都市計画課で確認できます。

申し込みは、
6月10日(月)9時からです。

改築修補助 建築物土砂災害対策

土砂災害特別警戒区域内（以下「特別警戒区域」という。）に建築され、要件を満たす建築物の改修費用の一部を補助します。

※特別警戒区域は県ホームページで確認できます。

<http://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/portal/Top.aspx>

補助条件

次の要件を全て満たすもの。

- ①今年度内に完了する改修工事
- ②居室を有する建築物
- ③特別警戒区域内に建築
- ④土砂災害に対して安全な構造となる改修建築基準法施行令第80条の3の規定に適合する構造

補助金額（上限）

対象となる工事費用の23%

（5万9千円）

The collage consists of five separate black and white photographs arranged in a grid-like fashion. The top row contains two images: the left one shows a multi-story apartment building with a flat roof, and the right one shows a similar building with more visible architectural details. The bottom row contains three images: the left one shows a building with a prominent tower-like structure; the middle one shows a view down a street with buildings on either side; and the right one shows a long, low-profile apartment building.

○次全てに該当する方

○申込者が成人（20歳未満で婚姻または独立した生計を営んでいる者を含む）

○現に同居、または同居しようとする親族がいる。（単身者の資格に該当すれば単身者も可能）

○市民税、使用料などを完納している。

○現在、住宅に困っている。

○月収額（入居する同居親族に収入がある場合は合算）が所得額に換算して、一般世帯15万8千円以下、裁量階層21万4千円以下

○入居しようとする家族の中に暴力団員がいない。

申し込み

申込書と募集案内は6月3日(月)から近鉄住宅管理(株)大竹市営住宅管理センター（上下水道局庁舎1階）、都市計画課、市民税務課、各支所で配布します。

申し込みは、必要書類を添えて近鉄住宅管理(株)大竹市営住宅管理センターへ。

○持参の場合 8時30分～17時30分

○郵送の場合 締め切り日当日の消印有効。

随時募集

随時、募集を受け付けている住宅もあります。申し込み資格や募集住宅など詳しくは近鉄住宅管理(株)大竹市営住宅管理センターへ。